



かすみがうら市業務継続計画(大規模地震編) 概要版

かすみがうら市議会総務委員会資料

令和2年3月9日 総務部総務課

第1章 総則

(1) 背景と目的

かすみがうら市では、市地域防災計画に基づき防災・減災対策を鋭意進めてきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、広域かつ複合型の災害により、広範囲に甚大な被害を東北地域から関東地域にもたらした。また、平成28年の熊本地震や平成30年大阪府北部地震等による広域的な災害が発生していることから、本市においても大規模地震に対する対応が緊急の課題として位置付けられるようになった。

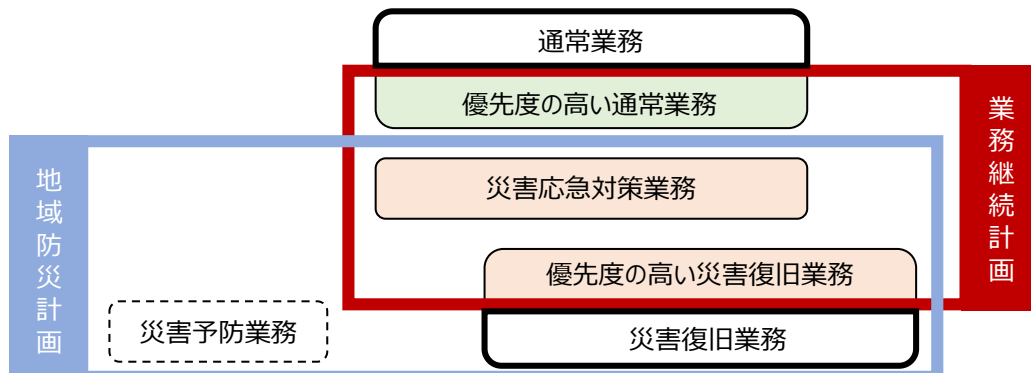
かすみがうら市業務継続計画は、大規模地震が発生した際、本市の業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、優先度の高い業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めるものである。業務継続計画は、限られた人員・資源の中で実施する非常時優先業務を明らかにして、市民に周知して理解を得るものである。

(2) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震等の災害に対処するため、行政の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関の協力業務を含めた総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

一方、業務継続計画は、市庁舎及び職員が大規模地震で被災したことを前提として、行政機能が低下し、利用できる資源（庁舎、職員、資機材等）に制約がある状況下において、地域防災計画で定めた行政が行うべき業務に加えて、通常の行政サービスにおける業務継続の実行性を担保することを目的としている。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	被災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項、役割分担等を規定している。	被災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるように規定している。
行政の被災	特に想定はない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災する可能性があることを前提としている。
対象業務	災害予防業務	—
	災害応急対策業務	災害応急対策業務
	災害復旧業務	早期の復旧に係る災害復旧業務
	—	災害時に係る通常業務
職員の業務執行環境	記載はない。	記載する。 例：職場内の被災予想 職員の飲料水、食料、トイレ等



(3) 方針

【基本方針】

- ・大規模地震による災害発生から市民等の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ・市内の社会経済活動機能の維持及び早期復旧に努める。
- ・業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

【対応方針】

- ・大規模地震による災害発生時は、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ・非常時優先業務に必要な人員や資機材の資源の確保及び配分は、全庁横断的に調整する。
- ・非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、又は抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

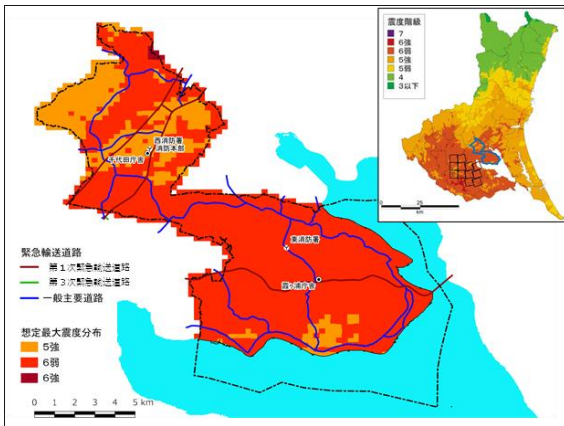
第2章 被害想定

かすみがうら市の被害想定は、茨城県が実施した調査結果（茨城県地震被害想定調査（平成30年12月））を採用している。この被害想定は、市域内を250mメッシュに分割して、地盤の揺れを評価し、メッシュ内にある建物の被害程度を分析している。

想定地震は、かすみがうら市に最も影響が大きい茨城県地震被害想定調査報告書で示された「茨城県南部地域で発生するM7クラスの地震（Mw7.3）」とした。

この地震によるかすみがうら市での建物被害（時間：冬深夜）は、全壊67棟、半壊1,033棟と予測されている。また、人的被害（時間：冬深夜）としては、死者4名、負傷者137名と予測された。

想定地震による茨城県全域とかすみがうら市内でのライフライン被害は、電力と通信の支障が約1週間で回復し、上下水道と都市ガスの支障が約1ヶ月後で回復すると予測されている。



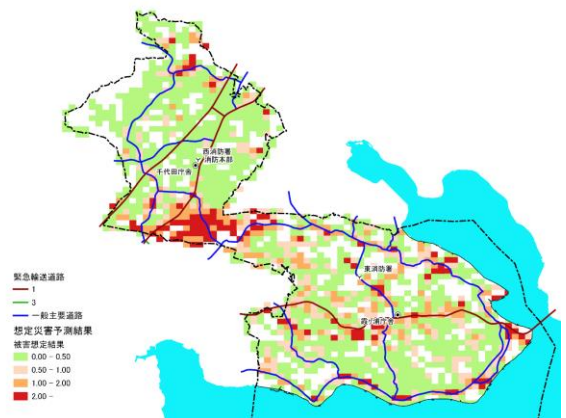
【かすみがうら市内の地表震度分布】



【かすみがうら市内の液状化危険度分布】



【想定地震による全壊建物棟数分布】



【想定地震による半壊建物棟数分布】

第3章 非常時優先業務

非常時優先業務とは、想定される大規模地震が発生した時、発災後のタイムラインでの優先して実施すべき業務のことであり、通常業務と災害応急対策業務から、行政組織内の各部署への照会、調査を経て選定した。

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務名	優先度の高い通常業務	災害応急対策業務等	非常時優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び家族の安全確保 初動体制の確立 被害状況の把握 救助・救急の開始 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務 被害の把握 発災直後の火災等対策業務 救助・救急体制確立に係る業務 避難所の開設、運営業務 	66	49	115
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> 応急活動（救助・救急以外）の開始 避難生活支援の開始 重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 短期的な二次被害予防業務 管理施設の応急復旧に係る業務 災害対策活動体制の拡充に係る業務 避難生活の開始に係る業務 災害ボランティアの受入に係る業務 遺体の取扱業務 り災証明書発行業務 自衛隊への災害派遣要請 	25	25	50
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援の開始 他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境の回復に係る業務 避難生活の向上に係る業務 応急仮設住宅の設置に係る業務 	42	10	52
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に係る業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境の回復に係る業務 窓口業務 	67	9	76
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に係る業務の本格化 窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建に係る業務 産業の復旧・復興に係る業務 教育再開に係る業務 	40	2	42
合計			240	95	335

第4章 職員の体制

(1) 権限の代行

災害対策本部長（市長）の委譲に関する優先順位は、下表のとおりである。

(2) 職員の参集体制

業務継続計画の発動基準は、市地域防災計画に示す非常体制の配備基準に基づいて、災害対策本部が設置されたときとする。本部設置時のタイムラインによる参集人員は下表のとおりである。

優先順位	権限委譲する要員
1	副本部長（副市長）
2	副本部長（教育長）
3	本部長（総務部長）

	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	それ以降	合計
参集人員数	213	123	36	2	1	20	395
比率（%）	53.9	31.1	9.1	0.5	0.3	5	100

第5章 業務継続に係る執行環境

(1) 執務室と代替施設

災害対策本部を設置する千代田庁舎防災センターが、大きな被害を受け、施設としての機能に一部制限を受けた時は、霞ヶ浦庁舎を補完・代替施設とする。

(3) 飲料水、食料等の確保

各施設に勤務する職員数に対しての飲料水や食料は、最低3日分を備蓄していく。さらに、時間外に発生した際に職員個人が自宅から持参できる備蓄品の確保についても普及啓発していく。

(2) 電源の確保

非常用電源設備は、備え付けの燃料タンクにより、千代田庁舎が軽油を燃料として約4.2日間、霞ヶ浦庁舎がA重油を燃料として、約2.8日間となっている。

(4) 通信手段の確保

各施設の固定電話では、一部に災害時優先電話の登録を行い、被災時に有効な手段となるように努める。

第6章 業務継続力向上のための施策

(1) 目標

非常時優先業務を効率的に実施するには、業務継続力向上のための対策を行うとともに、本市の行政組織及び災害対策本部改編、社会情勢等を勘案し、業務継続計画を管理及び運用していく必要があり、今後、計画的な運営の目標を確立していくことが重要である。

業務継続計画の目標は、次のとおりである。

- 1) 市民の生命・身体・財産を守るため、被災地・被災者を対象とした応急対策活動に最善を尽くす。
- 2) 市民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 3) 職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。
- 4) 非常時優先業務の継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- 5) 関係機関との連携を密に行うため、通信や交通手段等必要な資源の確保等、業務継続対策により向上を図る。

【施策目標】

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| ア 災害対応の備え【全部署】 | ケ 各職員の非常用食料や飲料水の個人備蓄の啓発【総務課】 |
| イ 緊急連絡体制の整備【全部署】 | コ 要配慮者の安否確認【保健福祉部】 |
| ウ 職員参集訓練の実施【総務課】 | サ 福祉避難所の指定【保健福祉部】 |
| エ 非常用電源の確保【施設管理担当課】 | シ 給水車の導入【水道課】 |
| オ 災害対策本部要員の早期参集手段の確保【総務課】 | ス 災害廃棄物仮置場の確保【生活環境課】 |
| カ 職員の業務遂行能力の保持【総務課、施設管理担当課】 | セ 医薬品の備蓄【健康づくり増進課、総務課】 |
| キ 防災センターの機能充実化【総務課、検査管財課】 | ソ 必要個数のトイレの確保【施設管理担当課】 |
| ク 本部機能が低下した際の代替施設の確保【総務課、検査管財課】 | タ 消耗品等の在庫の確保【総務課】 |

